

作業委員会細則

(作業委員会)

第1条 認定・専門獣医師協議会の事業を推進するために必要あるときは、公益社団法人日本獣医師会認定・専門獣医師協議会規約第16条第3項に基づき作業委員会（以下「委員会」という。）を設置して必要な事項に係る協議を行う。

(任 務)

第2条 委員会は、公益社団法人日本獣医師会認定・専門獣医師協議会（以下「協議会」という。）が公益社団法人日本獣医師会認定・専門獣医師協議会規約第4条に定める事業を行うにあたり、協議会の指示に基づく特定事項について審議を行う。

(委員会委員)

第3条 委員会委員は、獣医学その他の学術団体、学識経験者等から選任する。

2 委員会は原則として10名以内の委員で組織する。

3 委員の互選により委員長1名を選任する。

4 委員長は、委員会の事業を総理する。

5 委員の任期は、4月1日または委員の任命の日から翌年度3月31日までとし、再任を妨げない。なお、補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(報 告)

第4条 委員長は、本委員会において検討し取りまとめた事項を速やかに協議会へ報告しなければならない。

(運営事務)

第5条 この委員会の運営事務は認定・専門獣医師協議会事務局が行う。

(細則の改廃)

第6条 この細則の改廃は、協議会の決議による。